

第4 県土整備部・河川課（一部、危機管理政策課を含む。）

1 総合的な流木対策事業（河川）

（1）事業の概要

平成29年の九州北部豪雨における流木の流出による家屋等への被害の発生、平成29年10月の台風21号における鳥取市河原町での山腹崩壊による流木を伴う土石流の発生を踏まえ、平成29年10月から部局横断的な（森林づくり推進課、農地・水保全課、治山砂防課、河川課）ワーキンググループを設置し、流木対策の検討が行われている。

流木の堆積や河道閉塞に伴い洪水氾濫被害等が拡大する恐れがある危険箇所（トラブルスポット）を河川、砂防溪流、ため池の3つに区分して抽出し、その中でも優先的に対策が必要な箇所について具体的に整備方針案を整理し、対策を進めていくことを目的としている。

河川のトラブルスポットを解消するために、流域内の森林、砂防溪流、ダム・ため池それぞれの効果を効率的・効果的に組み合わせた「流域一体となった総合的な流木対策計画」が令和2年に策定された。

これにより、水害や土砂災害対策と併せて、ハード・ソフトの両面の流木対策を計画的に推進することにより、流域全体の治水安全度を向上させるとともに、流域住民の早期避難につなげていくこととされている。

令和2年度については、モデル河川である私都川の河川トラブルスポットに対する短期対策として河床掘削を行うとともに、ソフト対策として住民の避難判断に資する河川監視カメラを設置する。

（2）当初予算及び決算額

当初予算額：36,000千円 決算額：48,145千円

（3）監査結果

ア 総合的な流木対策事業（河川）

河川トラブルスポットについては、候補箇所となった120箇所を精査し、最終的に36箇所が選定されている。これらのトラブルスポットについては令和5年度までに集中的に対策を実施するとされている。

当該トラブルスポットへの対策については、ひっかかりリスクと閉塞リスクとを勘案した総合評価（A B C D）により優先順位がつけられている。

短期対策として位置づけられている河床掘削については、土砂等の堆積を理由に閉塞リスクが高いと評価されたトラブルスポットにおいて実施されることになっており、対象として2箇所のトラブルスポットが選定されている。そのうち1箇所につ

いては令和元年度に実施済みであり、残りの1箇所は令和2年度に実施されている。短期対策については計画通り実施されており問題はない。

鳥取県地域防災計画では危険性や緊急性に応じて各種の防止事業等のハード対策を行うとともに、地域住民等に対して避難行動等に参考となる各種情報提供を行う等のソフト対策を推進し、ハード・ソフトが一体になった対策の実施に努めるものとされている。

予算の制約上ハード対策が早期に実施できない箇所についてはソフト対策として河川監視カメラの設置により対応することとされており、令和2年度においては私都川及び土師川の2箇所に設置されている。他事業で設置されたものも含めると、令和3年度において全流域がカバーされるとのことである。これによってトラブルスポット36箇所すべてに対するソフト対策が完了するとのことであった。

他方で、担当課より提供された「河川トラブルスポット・流木対策一覧（検討メニュー※対策可能箇所）」において中長期対策が必要な要対策箇所が180箇所挙げられている。そのなかで、流木捕捉施設の要対策箇所が12箇所挙げられている。限られた予算の中でハード対策を行わざるを得ない状況にあることから、中長期の具体的な整備計画の策定が必要と思われる。

この点につき、中長期対策のうち河川については、現時点では流木捕捉施設、橋梁架設等による対策が必要な河川の抽出のみを行っており、具体的な整備計画については砂防やため池の対策などの短期対策が完了する見通しが立った時点で検討する予定とのことである。他の部局との連携を図り、中長期の具体的な整備計画を策定することが望まれる。

また、当事業の予算執行における諸手続きについて、下記事業について各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

[監査対象事業]

私都川樹木伐採・河道掘削等緊急対策工事（稻荷工区）（単県）

※鳥取県地域防災計画【風水害対策編】第1部「災害予防計画」

第1章「風水害等予防対策」

第2節「風水害等を防止する施策の概要」

2 避難につなげる水防対策事業（鳥取方式）（堤防強化対策・堤防舗装及び法肩保護工）

（1）事業の概要

令和元年台風 19 号では、関東・東北・中部地方の広範囲において多数の堤防決壊が発生し、各地で甚大な被害が発生したことを受け、鳥取県では「水防対策検討会」および「防災避難対策検討会」を設置した。

両検討会での議論を踏まえ、水防対策としては「越水による堤防決壊を少しでも遅らせ避難の時間を稼ぐこと」を目標とし、短期的に取り組むべき対策として「堤防強化対策（堤防舗装、水防体制強化）」、「バックウォーター対策」を、中長期的に取り組むべき対策として「流域貯留対策（遊水地及び霞提の可能性検討）」等を実施する。

具体的には、堤防強化対策としてバックウォーター区間（直轄河川との合流部）の堤防舗装及び法肩保護工を実施する。

（2） 当初予算及び決算額

当初予算額：325,276 千円 決算額：236,257 千円 繰越額：84,469 千円

（3） 監査結果

ア 堤防舗装及び法肩保護工

鳥取県地域防災計画において堤防舗装等は、近年多発している治水能力を超える豪雨や洪水に備え、出来る限り越水による堤防決壊を遅らせて避難の時間を稼ぐ対策として位置づけられている。

担当課より提供された「堤防天端舗装の予定箇所」によると、令和 2 年度はバックウォーター区間（直轄河川との合流）に対して、令和 3 年度は重要水防区域 A に対して、令和 4 年度はバックウォーター区間（県管理河川との合流）に対して実施する予定となっている。

また、「令和 2 年度一般会計予算説明資料」では、令和 2 年度はバックウォーター区間（直轄河川との合流部）の堤防舗装及び法肩保護工を大路川、小松谷川等 15 河川（28 箇所）について実施するとされている。

令和 2 年度において実際に完了したのは 16 河川（27 箇所）であり、ほぼ予定通りの進捗となっている。各年度の実施予定箇所と実際の実施箇所が前後している箇所もあるが、実施箇所については調整が取れたところから順次実施しているとのことであり特に問題はない。

また、当事業の予算執行における諸手続きについて、下記事業について各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

[監査対象事業]

大路川堤防機能強化工事（舗装工）

小松谷川堤防機能強化工事（舗装工）（1 工区）

※鳥取県地域防災計画【風水害対策編】第1部「災害予防計画」

第1章「風水害等予防対策」

第3節「風水害等防止のため特に留意する事項」

1「避難につなげる水防対策の推進」

3 避難につなげる水防対策事業（鳥取方式）（堤防強化対策・水防体制強化（大型土のう袋購入））

（1）事業の概要

野坂川（鳥取管内）等の越水危険箇所に必要な大型土のうを購入する。

（2）当初予算及び決算額

当初予算額：6,676千円　決算額：2,188千円

（3）監査結果

ア 大型土のう袋の調達について【意見】

「令和2年度 一般会計当初予算説明資料」には、水防体制強化のために野坂川等の越水危険箇所に必要な大型土のう袋を2,400袋購入すると記載されている。この2,400袋という数量は、国直轄河川のバックウォーター区間の延長の合計距離4,800メートルを基に、1メートルにつき1袋として算定された4,800袋を令和2年度及び令和3年度の2年間で平準化して算定された数量である。

しかしながら、実際に購入された数量は1,870袋であり、令和2年度における調達予定数量の8割弱の数量にとどまっている。調達予定数量に満たない数しか購入できておらず、水防体制の強化が十分に図られているとは言い難い。

また、物品購入伺の起案年月日は令和3年1月7日となっており、またS社へ納期の確認がされている。予算説明資料に記載されている2,400枚という数量には明確な根拠があるのに対して、物品購入伺に記載された1,870袋という数量については発注時点での残予算で発注可能な数量となっている。物品購入伺の日付からすると、事業着手の時期が遅すぎる点是否定できない。必要な数量が調達できていない点は問題である。

水防対策検討会の提言においても、「速やかに取組をすすめ早期に効果を発現させるべき内容」のひとつとして、「洪水が発生する前の段階で水防工法（大型土のう積、ブルーシート張等）を実施すること」とされており、このために「水防資材（対候性大型土のう、ブルーシート等）を十分に確保すること」とされている。この提言の内容も踏まえ、計画的な事業実施をお願いしたい。

※令和元年東日本台風（19号）を受けての鳥取県水防対策検討会

提言 令和2年3月

イ 大型土のう袋購入予算の策定について【意見】

予算算定の基礎となっている一枚当たりの単価は 2,781 円であるのに対し実際の購入価格は一枚当たり 1,030 円と予定価格の2分の1にも満たない。予算の基礎となった単価については、県単価を基に計算されている。計算の方法自体には問題はないものの、実際の調達価格との乖離が大きい。予算が過大に計上された場合には、本来他の事業に充てるべきであった予算を未執行のまま無駄にすることになりかねない。今後の予算の策定においては実勢価格等を考慮するなど、見直しを図るべきである。

ウ 大型土のう袋の管理について【意見】

大型土のう袋の配備場所について担当課に確認したところ、令和2年度においては鳥取、八頭、米子管内に配備する予定であったが、築堤延長が長い鳥取管内に優先配備することとしたため、1,870 袋すべてを鳥取県土整備事務所水防倉庫に配備したとの回答であった。物件納入検査書によると、令和3年3月12日に鳥取県土整備事務所水防倉庫に納入されている。

しかしながら、担当課より提供された「■各総合事務所県土整備局、各県土整備事務所及び鳥取港湾事務所の備蓄資材 令和3年4月1日現在」の大型土のう袋の欄に記載されている数量の中に当該土のう袋は含まれていない。数量については納入時に撮影された数量管理写真により把握しているとのことであったが、備蓄資材の管理の観点からは本事業で購入した大型土のう袋についても備蓄資材の一覧に記載すべきである。

4 避難につなげる水防対策事業（鳥取方式）（流域貯留対策）

(1) 事業の概要

中長期的な対策として、航空写真等の既往資料を基に遊水地や霞提の設置を検討する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：9,600 千円 決算額：2,070 千円 繰越額：7,530 千円

(3) 監査結果

ア 大路川流域雨水貯留候補地選定業務委託について

「令和2年度 一般会計当初予算説明資料」では当事業の対象となる河川として、大路川、八東川、小松谷川の3河川が挙げられている。そのなかで、令和3年度において実際に着手されたのは大路川のみである。その理由について担当課へヒアリングしたところ、遊水地や霞提などの雨水貯留地に関する対策については広大な土地や土地利用に規制がかかることになるため、関係者への十分な説明、治水に関する議論を十分に行うなど丁寧に進めていくことが大切であり、すでに流域内での治水に関する協議を進めている状況にある大路川を選定したとの回答であった。

他の2河川については、現在鳥取県では流域治水の取り組みを全県展開していくことを考え、関係機関との調整を進めているところであり、今後の流域治水の取り組みなどの状況を注視し、必要となったタイミングで検討を行う予定とのことである。

大路川流域雨水貯留候補地選定業務委託については、受託企業が新型コロナウイルス感染症の影響により在宅勤務を余儀なくされたこと、委託業務の実施に際しての協議の結果、追加作業が必要となったことにより、令和2年度中の執行ができず、令和3年度に繰り越されている。繰越となった理由も合理的なものであり問題はない。

5 避難につなげる水防対策事業（鳥取方式）（水害リスク情報の提供）

（1）事業の概要

洪水浸水リスクの周知を図るため、浸水深の表示板を公民館・官公庁施設に設置する。

（2）当初予算及び決算額

当初予算額：1,125千円　　決算額：1,125千円

（3）監査結果

ア 浸水深表示板の設置について

浸水深表示板の設置については南部町及び鳥取市美保南地区において実施されている。浸水深表示板の設置主体は市町村であり、鳥取県は浸水深表示板の購入を行っている。

浸水深表示板は施設壁面、電柱・道路標識等に取り付けられ、浸水リスクの周知が図られている。

浸水深表示板の設置予定箇所は南部町が32箇所、鳥取市美保南地区が28箇所である。そのうち、令和3年3月31日現在で設置済みとなっているのは南部町が1箇所、鳥取市美保南地区が16箇所である。

南部町役場法勝寺庁舎に設置されている浸水深表示板の現地確認を行ったところ、

浸水深表示板は庁舎入口付近の柱に設置されており、表示板はそれほど大きくはないが、来庁者の目につきやすい場所に設置されている。

南部町については、令和3年3月31日現在、設定予定箇所32箇所に対し1箇所のみを設置にとどまっている。今後の設置予定について担当課に確認したところ、令和4年1月末までに町管理施設への設置が完了する予定であるとの回答であった。また、電柱等への設置については、町が設置業務委託業者の検討中であり、令和4年度上期に全箇所への設置を予定しているとのことであった。

水防対策検討会の提言においても、「速やかに取組を進め早期に効果を発現させるべき内容」のひとつとして、「住民が浸水範囲・浸水深をより実感できる取組を進めること」とされており、具体的には「電柱、公民館、官公庁等に浸水深の表示を設置」することが考えられるとされている。

設置主体は市町村であるものの、市町村に対して設置状況の進捗確認を行うなど、早期に浸水深表示板の設置が行われるよう県としても取り組まれない。

※令和元年東日本台風(19号)を受けての鳥取県水防対策検討会

提言 令和2年3月

【南部町法勝寺庁舎入口】



【南部町法勝寺庁舎入口】



6 防災・安全交付金（情報基盤整備）

(1) 事業の概要

東日本各地で大きな被害のあった台風19号において、洪水被害のあった河川で水位計が設置されておらず、避難判断の材料となる河川情報が市町村、住民に提供できていない案件が確認されている。

これを踏まえて、住民の避難行動や水防団による水防活動が迅速かつ的確に実行されるよう、河川監視カメラを増設し、洪水時の河川情報の提供を図る。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：39,000千円 決算額：31,511千円 繰越額：3,613千円

(3) 監査結果

ア 河川監視カメラの更新計画について【意見】

河川監視カメラについては令和3年4月1日時点で129基設置されており、「令和2年度決算に係る定期監査決算審査資料」の中で、住民の避難、水防団による水防活動が安全・的確に行える環境が一層整ったと評価されている。

担当課より提供された「河川課所管 河川監視カメラ一覧表」によれば設置された河川監視カメラのうち、最も古いものは平成17年度に設置され、既に設置から15年が経過している。設置年が古いものについては老朽化が進んでいると考えられ、更新の時期を検討する必要がある。

本監査時のヒアリングでは監視カメラの耐用年数・使用可能期間については特に検討されておらず、また具体的な更新計画も策定されていないとのことであった。

監視カメラの故障等の不具合については都度保守契約により対応しているとのことであったが、実際の災害時に監視カメラが問題なく使用できなければならない。

また、老朽化した監視カメラのメンテナンスコストが増加するとも考えられ、監視カメラを更新したほうがトータルのコストは低くなる場合もあり得る。129基の監視カメラの更新費用は多額に上ることは容易に予想でき、財政負担の平準化の観点からも計画的に更新を行うことが望ましい。監視カメラの使用可能期間、老朽化した監視カメラのメンテナンス費用等を勘案した更新計画の策定が必要である。

イ 河川監視カメラ提供システムについて【意見】

鳥取県地域防災計画では避難につなげる水防対策の一環として水位計・河川監視カメラ等の整備及び情報発信を推進するとされている。監視カメラの映像についてはWEB上で「鳥取県 河川監視カメラ提供システム」により確認することが出来る。また、河川の水位についてはWEB上で「鳥取県防災情報」の「河川情報」やテレビ（NHK総合の地上デジタル放送）のデータ放送で確認することが出来る。監視カメラの映像や河川の水位情報は主として市町村の職員が確認し、避難情報の発信に役立てられている。

当然これらの情報は地域住民の災害時の避難の必要性の判断にも資する情報であり、積極的に周知を図る必要がある。この点について、監視カメラを新規に設置した際には住民説明会、防災学習等の機会に周知が行われている。この他にも、パンフレット等でも周知が図られている。

また、本監査における日野県土整備局へのヒアリングにおいて河川監視カメラ提供システム等の周知方法の確認を行ったところ、自治会の回覧板、県政だより（月1回）、事務所だより（4半期1回）などでも周知されているとのことであった。近隣

住民も河川監視カメラ提供システムの情報を活用しているとのことであった。実際に、「鳥取県 河川監視カメラ提供システム」のアクセス数は、令和3年8月の台風9号発生時、秋雨前線の時期に増加しており、住民の防災・避難等に役立っていると言える。しかしながら、当該システムはWEB上で公開されており、高齢者世帯が確認することが難しい場合があることも懸念される。この点につき本監査におけるヒアリング時に質問したところ、今後ケーブルテレビ等でも情報提供を行うなど高齢者世帯に配慮した情報提供を行っていきたいとの回答であった。高齢者等は災害時において早期に避難を図る必要があるため、より一層の情報提供が望まれる。

また「鳥取県 河川監視カメラ提供システム」については、地図上に表示されたカメラのアイコンをクリックして当該カメラの映像を確認する、もしくは一覧で表示された映像から確認する形式となっている。河川監視カメラとともに水位計が設置されている箇所については水位も表示される形式となっている。水位上昇時には警告が表示されるようになっており、住民の避難判断に資する情報が提供されている。しかしながら、監視カメラの数が多く、詳細な情報が提供されているものの若干見づらい印象を受ける。この点について、担当課においてもカメラの数が多すぎて逆に混乱してしまう可能性があるという問題点を認識しており、情報を得やすいようにカメラの数等を整理していきたいとの意向であった。例えば河川ごとに絞り込みを行えるようにするなど、より見やすくする工夫が必要である。

※鳥取県地域防災計画【風水害対策編】第1部「風水害等予防対策」
第3節「風水害等防止のため特に留意する事項」
1 「避難につなげる水防対策の推進」

ウ 当事業における入札・契約手続について

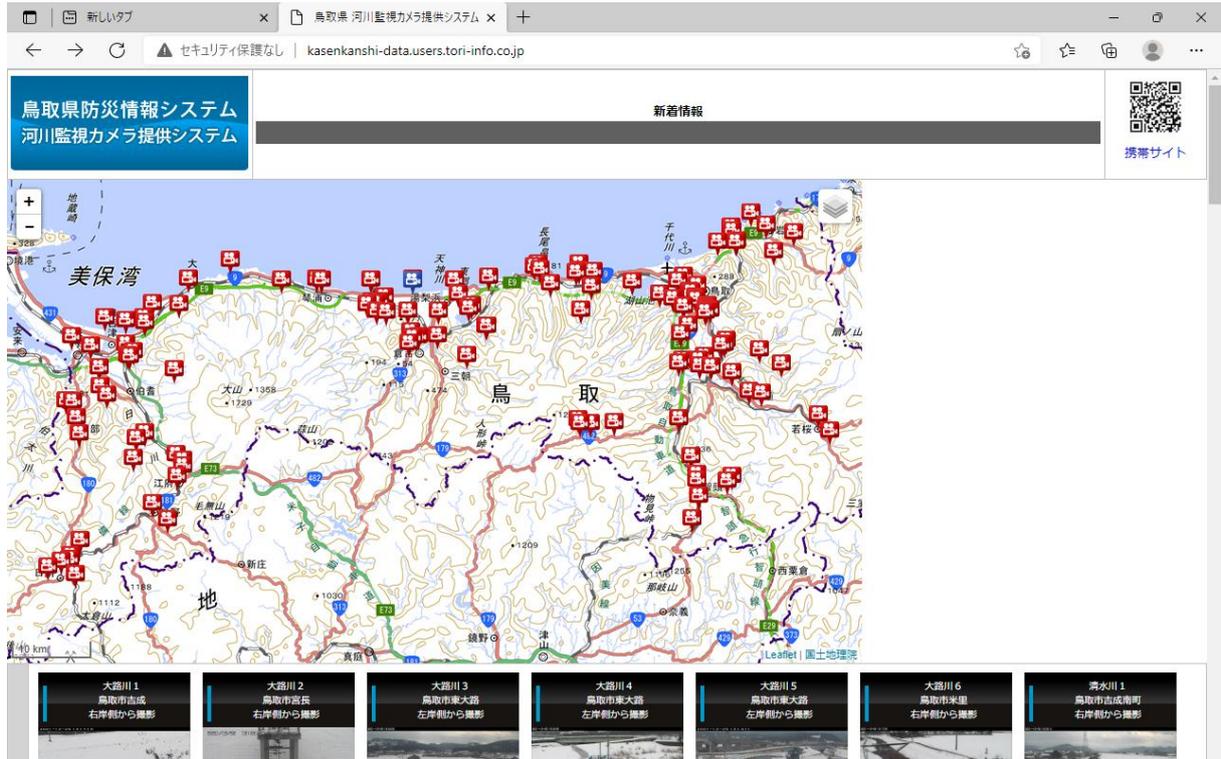
当事業の予算執行における諸手続きについて、下記事業について各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

[監査対象事業]

日野川河川監視カメラシステム等整備工事（交付金）

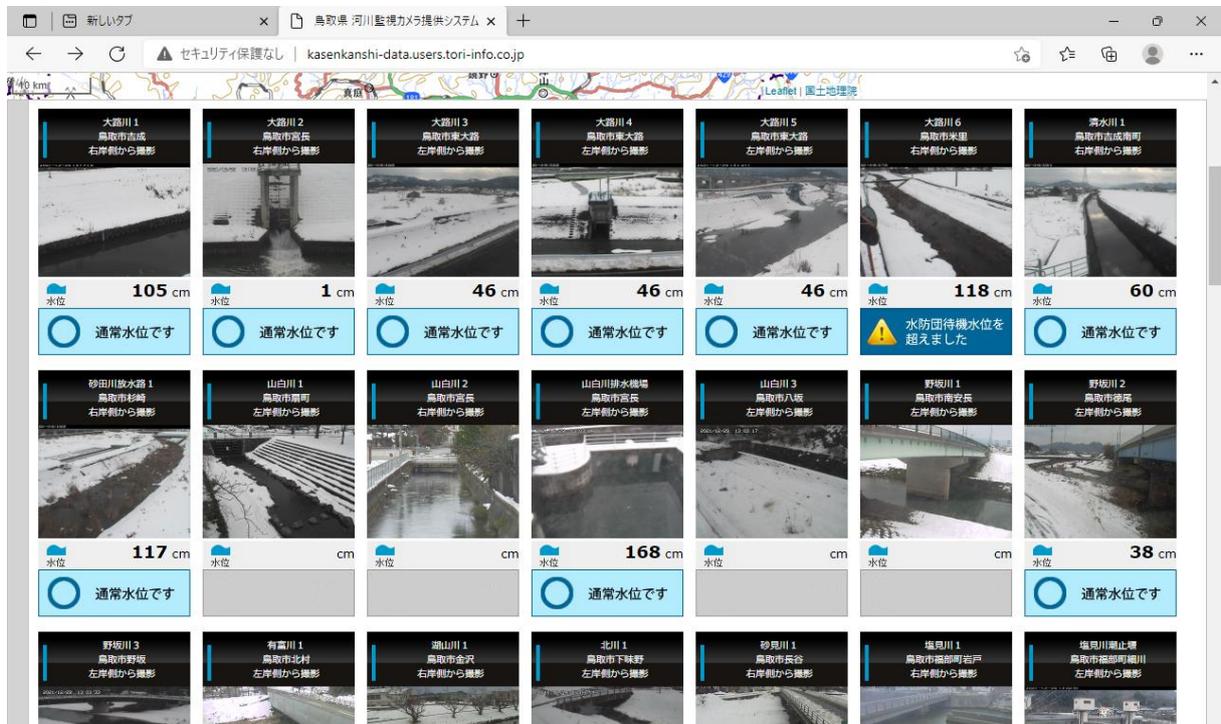
鳥取県河川監視カメラ提供システム保守業務

【河川監視カメラ提供システム】



(出典：鳥取県HP)

【河川監視カメラ提供システム】



(出典：鳥取県HP)

7 樹木伐採・河道掘削等緊急対策事業 [公共事業]

(1) 事業の概要

台風 19 号では、東日本の多数の河川で越水により堤防が決壊し、甚大な浸水被害が発生しており、河川内の樹木及び土砂を除去し、洪水を円滑に流下させて越水を防止することの必要性が再認識されている。

このことから、緊急点検により把握している要対策箇所のうち、緊急な対応を要する河川において、国の「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」に基づく交付金事業を活用し、河川内の樹木伐採、河道掘削を集中的に実施する。

また、上記交付金の対象外となった河川のうち、緊急な対策を要する河川について令和 2 年度に新たに創設された「緊急浚渫推進事業債」を活用した県独自事業により樹木伐採、河道掘削を実施する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：991,600 千円 決算額：642,795 千円 繰越額：348,805 千円

(3) 監査結果

樹木伐採・河道掘削等緊急対策事業 [公共事業]

緊急点検により把握されている要対策箇所は 668 箇所であり、この要対策箇所要対策箇所への対策については、個別の緊急度と調整が取れた箇所から各事務所において事業実施されている。

要対策箇所への対策については令和 2 年度時点で約 6 割 (404 箇所) の対策が完了しており、残りの約 4 割については河川監視カメラによるソフト対策が図られている。

残りの約 4 割 (264 箇所) の要対策箇所については令和 3 年度から令和 6 年度において事業実施する予定とのことである。これについては、「樹木伐採・河道掘削等緊急対策事業 (R 3～R 6) 箇所表【樹木伐採】」、「樹木伐採・河道掘削等緊急対策事業 (R 3～6) 【河道掘削】」において全体計画が策定されており問題はない。

なお、当事業の予算執行における諸手続きについて、下記の事業について各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

[監査対象事業]

小松谷川河道掘削・樹木伐採工事 (防災安全交付金) (1 工区) (国補正)

8 防災安全・交付金事業（河川改修）〔一般公共事業〕（特定構造物改築事業）

（1）事業の概要

近年の集中豪雨により全国の中小河川では浸水被害が多発しており、本県においても平成16年9・10月台風、平成25年8月、平成30年7月豪雨、台風24号等の局所的な集中豪雨により浸水被害等が発生した。これらの被害の軽減に向け、河川の断面拡幅・築堤などの改修を実施し治水安全度の向上を図るとともに、既存河川管理施設の長寿命化により、ライフサイクルコストの低減・維持管理費の平準化を図っていくとされている。

鳥取県は大規模自然災害に対する健康診断となる「脆弱性評価」を踏まえ、「鳥取県国土強靱化地域計画」を策定し大規模自然災害に対して、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、重点化を図りながら防災・減災対策を進めるとされている。

当該事業は重要インフラの点検の結果に基づく河川の再度氾濫防止対策であり、国補正予算等を活用しながら重点的に対策を実施するものである。

主な事業内容

特定構造物改築事業 7箇所 224,000千円

水門・ポンプ施設の老朽化に伴う更新費用の増大に対して、施設の長寿命化を計画的に行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を図る。

（2）予算及び決算額

当初予算額：224,000千円 決算額：91,220千円 繰越額：143,673千円

（3）監査結果

ア 特定構造物改築事業

河川改修及び特定構造物改築事業の、次の対象工事について担当部局において入札関係及び予算執行手続き関係資料等の確認を行った。

〔監査対象事業〕

橋津川水門特定構造物改築事業

（ア）請負者提出の確認不十分な「点検報告書」について【指摘事項】

a 対象事業名

特定構造物改築事業「橋津川水門ゲート設備点検管理業務委託」

b 業務概要

当該水門ゲートは、万が一の故障によりゲートの開閉操作が不能になった場合は、甚大な被害をもたらす恐れがあるため、機械設備の適切な点検を行い、維持管理を行うことを目的としている。また、水門ゲート施設の異常などの緊急時に速やかに対応出来る体制を整えることとされている。

c 委託期間

令和2年6月23日～令和3年3月15日

d 請負者

D社

e 請負金額

2,497,000円

f 監査内容

当該委託業務に係る一件簿書「工事に関する提出書（令和2・令和1・平成30年度分）」を確認したところ、以下の事実を確認した。

本来この委託事業の目的である点検結果総括表と故障・不具合の写真、コメント等が令和元年分をそのまま添付されて報告がされているなど、明らかに確認不十分な報告書となっていた。

また、ゲートの点検記録表の記載に関し、1月5日の運転記録記載によると

上流側 天候 晴れ 気温 4℃ 湿度 50%

下流側 天候 雨 気温 14℃ 湿度 90%

と記載されているが、ゲート運転点検時の気候状況がゲートの上流側と下流側で全く相違しており、明らかに不自然な記載となっていた。

担当課のヒアリングにより、点検業務実施の事実については、県担当課職員の立会実施状況や点検状況写真の提示があり理解できたものの、当該請負者への報告書記載内容の確認を依頼した。請負者では点検報告書の記載にあたり、前年度の報告書を複写した上で、各点検項目についてチェックし、問題点がなければ前年と同様な点検結果に基づき報告書が作成提出されていたとのことであった。その結果、年度区分や点検日時の不適切な記載を徒過したことにより、前年同様な資料が添付され、このような確認不十分な報告書となっていたものであった。

この事業費の目的は、「当該水門ゲートが、万が一の故障によりゲートの開閉操作が不能になった場合は、甚大な被害をもたらす恐れがあるため、機械設備の適切な点検を行い、維持管理を行うことを目的としている。」とされているこ

とからも、仮に記載ミスであったとしても、このような確認不十分な点検報告書は点検業務自体の信頼性を疑わざるを得ない。点検の体制及び点検再チェックを含め、早急に請負者及び関係職員から事実確認の聴取を行った上で適切な処置を求めるべきと考える。

(イ) 担当課の予算執行体制について【指摘事項】

当該「工事に関する提出書」は請負者の主任技術者が仕様書に基づき提出され、鳥取県中部総合事務所県土整備局維持管理課が収受したのち、担当課の中で調査員意見欄に「受理します」の記載とともに、決裁がされている。

上記のような確認不十分な報告書で決裁され、支払いされている。委託契約の検査において、そのポイントは委託契約の仕様書に沿って役務の提供が確実に実施され、成果物として報告書が作成されているかの確認である。残念ながら、上記のような確認不十分な報告書が提出されていたにも関わらず、その内容を精査することなく決裁され予算執行されている事実については、担当課の認識及び業務執行体制に問題があるものと思われる。事務決裁が形式的かつ形骸化にならないよう緊張感をもって事務処理を行うよう周知を図られたい。

(ウ) 点検結果に基づく対応措置の実施状況について【指摘事項】

報告書添付の「点検結果総括表」（令和2年分は、令和元年度分のコピーと思われる）によると、健全度をランク付けされており、健全性を以下の4区分に評価し、さらに、その対策及び処置が記載されている。

【健全度評価基準】

健全度	状 態	判 定 内 容
×	現在、機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に対応（修繕・取替・更新）が必要である。	
△1	機能に支障が生じる可能性が有り、早急に措置を行うべき状態	1：調整が必要 2：給油が必要 3：塗装が必要 4：取替が必要
△2	機能に支障が生じていないが、3～5年以内に措置を行うことが望ましい状態	5：整備・修復が必要 6：清掃するのが望ましい。
△3	機能に支障が生じていないが、経過観察が必要な状態	

【令和2年度点検結果総括表（一部）】

年度	No.	区分	形式	名称	発生箇所及び状況	処用状況		対策及び処置	処 理	発見年度
						健全度	判定			
令和元年度	1	年点検	起伏ゲート(3段式)	魚道ゲート	ビット天井に結露による発錆	△3	3	塗装		平成28年度
	2	年点検			上流1段扉左岸水密ゴムまくれ	△3	4	取替		平成31年度
	3	年点検	普通ローラゲート(1段扉)	開門ゲート(上流)	ガイドレールおよび支持金物発錆	△3	3	塗装		平成28年度
	4	年点検			操作室扉の損傷, パッキン脱落	△1	4	取替		平成30年度
	5	年点検			扉外蛍光灯脱落, 自動点灯装置脱落	△2	4	配線ボックス取付		平成30年度
	6	年点検			開門ゲート(下流)	機部操作盤の運転回数計故障	△3	4	機器取替	
	7	年点検	制水ゲート(左岸)	制水ゲート(左岸)	チェーンカップリングケース損傷	△3	4	取替		平成28年度
	8	年点検			ガイドレールおよび支持金物発錆・損傷	△2	3	塗装および損傷部は検討要		平成28年度
	9	年点検	シエローラゲート(1段扉)	制水ゲート(共通)	スキンプレート溶接部に孔食	△1	5	孔食部にプレート溶接		平成27年度
	10	年点検			ガイドレールおよび支持金物発錆・腐食	△3	3	塗装		平成28年度
	11	年点検	シエローラゲート(2段扉)	調節ゲート(共通)	スキンプレート溶接部に孔食	△1	5	修繕方法検討		平成27年度
	12	年点検			ガイドレールおよび支持金物発錆・腐食	△3	3	塗装		平成28年度
	13	年点検	付属設備	その他	管理階段に発錆, ブラケット腐食	△3	3	塗装		平成29年度
	14	年点検		開閉操作室	窓ガラスにひび割れ・破損	△3	5	整備・修復		平成28年度

(資料：請負者が提出した点検報告書の抜粋)

令和2年度の点検結果総括表(令和元年度を複写したもの)によると、全14か所の点検した結果、以下の健全性評価となっている。

- ×・・・0か所
- △1・・・3か所
- △2・・・2か所
- △3・・・9か所

この点検結果による、△1の改修の実績を担当課に確認したところ、令和元年度の点検実施後に△1の3箇所のうち、開門ゲートの扉・パッキンの取替は実施したが、その他2箇所の制水ゲート等の修繕、更新等は実施していないとの事であった。また、水門の修繕委託設計について落札者がなく入札不調となったとのことであった。

しかるに、当該点検業務の目的を考えるにあたり、点検業務を毎年実施し健全度判定がされているにも関わらず、その対応策及び処置が一部を除いて、実施されていない。特に健全度判定△1「機能に支障が生じる可能性があり、早急に措置を行う状態(1年から2年以内)」となっている箇所は、平成27年度に発見され、それ以降毎年「点検報告書」に指摘されているにも関わらず、未だに修繕されていないことは、当該事業の目的に意味をなさないものと考えられる。危機管理を考える上で、早急に対応する必要がある、適切な処置を行うべきである。

橋津川水門 現況写真

【橋津川全景】



【施設写真】



(出典：鳥取県県土整備局河川課提供資料)

9 防災安全・交付金事業（河川改修）〔一般公共事業〕（河川改修事業）

（1）事業の概要

豪雨時の、浸水被害の防止・軽減を図るため、築堤、河道掘削等により断面確保を行う。

事業実施箇所：塩見川、大路川、東郷池、小松谷川他 15 河川。

（2）当初予算及び決算額

当初予算：1,520,820 千円 決算額：787,220 千円 繰越額：1,221,886 千円

（3）監査結果

ア 当事業の予算執行における諸手続きについて

当事業の予算執行における諸手続きについて、下記事業について各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

「監査対象事業」

大路川広域河川改修工事「地質調査及び堤防安定検討業務」（雲山地区）

小松谷川河川改修工事（5 工区）（防災安全交付金）

小松谷川河川改修工事（6 工区）（防災安全交付金）

イ 小規模施設の総合事務所職員によるパトロールの実施状況について

河川改修等の災害対策工事の実施数の増加に伴い、施設の維持管理費用が増大していくことが見込まれており、維持管理費用抑制のために小規模施設については各総合事務所で職員によるパトロールが実施されている。

本監査において、西部総合事務所に対するヒアリング時に当該パトロールの実施状況について確認したところ、「西部総合事務所米子県土整備局 河川巡視規程」に基づきパトロールが行われていた。

当該規程に基づき、月間巡視実施表が作成され、河川の重要度に応じて月 2 回又は 1 回若しくは偶数月 1 回パトロールが行われている。報告については日報システムに入力することにより報告がなされており特に問題はない。

また、パトロールにおいて異常が発見された場合には本庁へ報告され、対応がとられるとのことであり問題はない。

10 水防対策費（鳥取県水防訓練及び水防講習会）

（1）事業の概要

水防団員の士気高揚、水防工法技術の向上等を通じて、出水期の水防体制に万全

を期するため、水防関連機関（国、県、市、水防団等）の参加のもと、中部地区において県管理河川の洪水を想定した水防訓練及び水防講習会を実施する。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：5,399千円 決算額：0千円

(3) 監査結果

ア 鳥取県水防訓練及び水防講習会の実施について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となっており、特に問題はない。鳥取県地域防災計画では、「県においては、広域的な連携を目的とした水防訓練や水防講習会を毎年1回以上開催する」とされている。新型コロナウイルス感染症対策を行った上で、水防訓練及び水防講習会を継続的に開催されたい。

※鳥取県地域防災計画【風水害対策編】第1部「災害予防計画」
第2章「水防計画（予防）」
第2節「予防措置」
5「水防訓練」

11 水防対策費（水防資器材の補充）

(1) 事業の概要

洪水時の浸水被害の発生に備え、水防倉庫に備蓄されている水防資器材の補充を行う。

(2) 当初予算及び決算額

当初予算額：1,300千円 決算額：301千円

(3) 監査結果

ア 水防資器材の補充【意見】

当事業の予算は1,300千円であるのに対し、決算額は301千円であり執行率は23.2%と非常に低いものとなっている。この理由について担当課に確認したところ、不要なものは購入しなかったためとの回答であった。

水防資器材の補充に係る予算については、過去実績から一括査定された枠予算が各総合事務所に割り当てられている。水防資器材の整備は水害時に人命・財産を守るために必要なものであり、その整備には万全を期すべきである。この割り当てられた枠予算を有効活用し、不足しているものを補充する、劣化したものを更新する必要がある。

限られた予算を有効活用するためには、計画的に水防資器材を補充する必要が

あると考えられるが、後述のように水防資器材の管理が十分とは言えず、水防資器材の計画的な更新に支障をきたしている可能性がある。土のう袋などの経年劣化する水防資器材については計画的な更新を行うべきである。

イ 水防資器材の管理

水防資器材については水防倉庫に配備されているだけではなく、実際の災害発生時に問題なく使用出来るよう管理されていなければならない。この点につき、鳥取県地域防災計画では「水防用資器材は増水時水防に使用するため、常時備蓄する目的をもって県においては各県土整備事務所・総合事務所県土整備局…(省略)…に備蓄し、有事の際にはこれら資材をもって最も効果的に水防活動に使用し得るようにしておかなければならない」と定められている。

そこで、本監査において各総合事務所管内の水防倉庫の現地確認を行った。現地確認においては下記点検項目に基づき水防倉庫及び水防倉庫内の備蓄品管理状況の確認を行った。なお、この他に市町村との連携備蓄品その他の備蓄品の管理状況についても確認を行っている。

※鳥取県地域防災計画【風水害対策編】第1部「災害予防計画」
 第2章「水防計画（予防）」
 第2節「予防措置」
 2「水防用備蓄資材及び器材の補充並びに取扱要領」

	点検項目
1	倉庫のカギがすぐに使用出来る状態で保管されているか
2	照明はちらつきなど不具合なく点灯するか
3	倉庫内は整然と保管されているか（内容物・数量の明示がなされているか）
4	入出庫のスペースが確保されており、緊急時に迅速な対応が可能な状態であるか
5	使用期限の経過しているものはないか（期限切れのものは更新されているか）
6	使用期限の経過しているものはないか（期限切れのものは更新されているか）
7	備蓄品は劣化（さび・カビ・埃など）していないか

8	定期的な点検が行われているか（緊急時に使用可能な状態であるか）
9	備蓄品の入出庫（貸出等）の管理は適切か
10	市町村との連携体制に伴う連携備蓄品と水防資器材の備蓄品が区別して備蓄されているか

現地確認を行った水防倉庫等は以下のとおりである。

	名称	対象
(ア)	鳥取県土整備事務所水防倉庫	水防資器材等
(イ)	防災資機材倉庫（旧鳥取空港建設事務所）	連携備蓄品等
(ウ)	鳥取県災害対策室	連携備蓄品
(エ)	中部県土整備局水防倉庫	水防資器材等
(オ)	中部総合事務所別館車庫棟倉庫	連携備蓄品等
(カ)	園芸試験場元生物工学研究室機械棟機械庫	連携備蓄品
(キ)	八頭庁舎防災備蓄室	連携備蓄品
(ク)	八頭県土整備事務所水防倉庫	水防資器材等
(ケ)	八頭県土整備事務所門尾水防倉庫	水防資器材等
(コ)	日野振興センター	連携備蓄品
(サ)	日野県土整備局水防倉庫	水防資器材等
(シ)	防災資機材倉庫（西部総合事務所）	水防資器材 連携備蓄品
(ス)	米子県土整備局水防倉庫	水防資器材等

各水防倉庫等の点検結果は以下のとおりである。

(ア) 鳥取県土整備事務所水防倉庫

【a 水防倉庫入口】



【b 水防倉庫内部】



【c 水防倉庫内部】



【d 水防倉庫内部】



水防倉庫の入り口には十分なスペースがある（参考写真 a）。また入口及び内部には照明が設置されており夜間の緊急時においても支障は特にはないと思われる（参考写真 a、b）。

倉庫内の水防資器材は整然と保管されているが、資器材の一覧の備え付けがない。また、保管場所に物品名・数量の記載がされていない（参考写真 b、c、d）。実際の災害発生時に迅速に対応するために、倉庫内に資器材の一覧表を設置するとともに、各棚に資器材名・数量を掲示することが望ましい。

また、倉庫内の水防資器材については、年 1 回在庫確認が行われており、水防資器材の数量・現況については確認されている。しかしながら、定期的な点検は行われておらず、緊急時に実際に使用可能な状態にあるかについては確認されていない。投光器、発電機といった備蓄資材については実際の災害発生時に使用できなければ意味がなく、使用可能な状態にあるかの点検を定期的に行

うべきである。

水防資器材が大型の災害時以外に使用されることがほとんどなく、使用実績もあまりないことから、水防資器材の受払の管理状況は不明である。

なお、他の点検項目については特に問題はない。

(イ) 防災資機材倉庫（旧鳥取空港建設事務所）

【a 原子力安全対策課備蓄品】



【b ブルーシート】



【c 外部給電機】



【d 組立式トイレ】



【e スイッチ】



【f 旧空港建設事務所入り口】



原子力安全対策課、危機対策・情報課所管の備蓄品の一部が危機管理政策課所管の備蓄品の置き場に置かれている。スペースを空けて配置されており、区別はされているが、本来課ごとにスペースを区切って配置すべきである（参考写真 a）。

危機管理政策課所管のブルーシートが崩れたまま放置されており、倉庫内の備蓄品が整理されているとは言い難い（参考写真 b）。

また、外部給電器が配備されているが、使用可能か否かの点検が行われていない（参考写真 c）。

この他にも、箱のまま保管されている備蓄品のうちに箱がつぶれているものがあったが、中身について使用可能か否かの確認がされていなかった（参考写真 d）。ほとんどの備蓄品が箱ごと山積みで置かれ、点検等が行われていないことから、緊急時に使用できない恐れがある。備蓄資材については定期的な点検を行うべきである。

また、倉庫内への入室については厳重な管理がされていることから、備蓄品の搬出に時間がかかる可能性が否定できない。

これに加えて、電源スイッチをオフの位置にしてガムテープで固定されており、緊急時の対応に支障をきたす可能性もある（参考写真 e）。

(ウ) 鳥取県災害対策室

【a 鳥取県災害対策室入口】



【b ガソリン携行缶】



連携備蓄品については他の備蓄品と区分して配置されており特に問題はない（参考写真b）。

(エ) 中部県土整備局水防倉庫

【a 水防倉庫入口】



【b 水防倉庫内部】



【c 水防倉庫内部】



【d 水防倉庫内部】



【e 水防倉庫内部】



【f 土のう袋】



入口及び倉庫内に照明が設置されておらず、夜間の水防資器材の入出庫に支障をきたす恐れがある（参考写真 a、b）。入口及び倉庫内部に照明を設置すべきである。

備蓄資材については整然と保管されており、保管場所ごとに資材名が掲示されている。（参考写真 b、c、d、e）。

しかしながら、資器材の一覧表が据え付けられていない。倉庫内に資器材の一覧表を設置すべきである。

土のう袋の一部については、土のう袋が収納されている袋が破れている（参考写真 f）。土のう袋自体に劣化が認められるのであれば、当該土のう袋を廃棄した上で補充すべきである。また、袋が破れて土のう袋がむき出しになっている状態では劣化も進むことが考えられる。袋の入れ替え等の対応も検討すべきである。

倉庫内の水防資器材については年 1 回在庫確認が行われているが、定期点検などは行われていない。

水防資器材が大型の災害時以外に使用されることがほとんどなく、使用実績もあまりないことから、水防資器材の受払の管理状況は不明である。

なお、他の点検項目については特に問題はない。

(オ) 中部総合事務所別館車庫棟倉庫

【a 倉庫内部】



【b 倉庫内部】



【c 発電機】



【d 外部給電機】



備蓄品は整然と保管されている（参考写真 a）。箱のまま保管されている備蓄品については箱の外部に備蓄品名が記載されており中身が確認出来るように管理されている（参考写真 b）。

また、貸し出された備蓄品があるが、貸出簿等は整備されていなかった。

発電機等が配備されているが、定期的な点検は実施されていない（参考写真 c、d）。災害発生時に確実に使用出来るように定期的な点検を行うべきである。

(カ) 園芸試験場元生物工学研究室機械棟機械庫

【a 旧鳥取県立園芸試験場入口】



【b 旧鳥取県立園芸試験場内部】



【c 旧鳥取県立園芸試験場内部】



【c 旧鳥取県立園芸試験場内部】



倉庫内はスペースも十分あり、また入口及び内部に照明が設置されており特に問題はない。備蓄資材名は掲示されていないものの、備蓄資材ごとに十分な間隔をあけて保管されており特に問題はないものと思われる(参考写真a、b、c、d)。

(キ) 八頭庁舎防災備蓄室

【a 防災備蓄室入口】



【b ガソリン携行缶】



【c 八頭防災備蓄室内部】



【d 八頭防災備蓄室内部】



連携備蓄品については他の備蓄品と区別して保管されており問題はない（参考写真b）。箱に入れたまま保管されている備蓄品についても箱の外部に品名・数量が記載されており特に問題はない（参考写真c、d）。

(ク) 八頭県土整備事務所水防倉庫

【a 水防倉庫内部】



【b 八頭水防倉庫内部】



【c 八頭水防倉庫内部】



【d 八頭水防倉庫内部】



【e 発電機】



倉庫内は整然と整理されており、また、棚ごとに配備されている備蓄資材の名称・数量が掲示されておりどこに何があるかが非常にわかりやすくなっている（参考写真 a、b、c）。

収納箱等に保管されている備蓄資材については、箱に品名・数量が記載されており、一目で収納されているものが分かるようにされている（参考写真 d）。内部の照明も明るく、夜間等でも問題なく対応出来る体制が整備されている。

これに加えて、発電機については週 1 回点検が実施されている。（参考写真 e）。本監査における現地確認の際にも、実際に発電機の点検が行われていた。

非常に高い危機管理意識のもとで備蓄資材の管理が行われており、管理体制も整っている。

水防資器材が大型の災害時以外に使用されることがほとんどなく、使用実績もあまりないことから、水防資器材の受払の管理状況は不明である。

なお、他の点検項目については特に問題はない。

(ケ) 門尾水防倉庫

【a 水防倉庫入口】



【b 水防倉庫内部】



【c 水防倉庫内部】



【d 水防倉庫内部】



倉庫内は整然と整理されており、備蓄資材の配備場所ごとに備蓄資材名・数量が記載されている（参考写真 b、c）。箱に収納されている備蓄資材についても箱の外側に備蓄資材名・数量が記載されており適切な管理が行われている（参考写真 d）。

しかしながら、入口・倉庫内部に照明が設置されておらず、夜間等の緊急時の対応に支障をきたす可能性がある。倉庫入口及び倉庫内部に照明を設置すべきである。

水防資器材が大型の災害時以外に使用されることがほとんどなく、使用実績もあまりないことから、水防資器材の受払の管理状況は不明である。

なお、他の点検項目については特に問題はない。

(コ) 日野振興センター倉庫

【a 倉庫内部】



連携備蓄品については他の備蓄品と区別して保管しており特に問題はない（参考写真 a）。

(サ) 日野県土整備局水防倉庫

【a 水防倉庫入口】



【b 水防倉庫入口照明】



【c 水防倉庫内部】



【d 水防倉庫内部】



【e 水防倉庫内部】



【f 土のう袋 (廃棄扱)】



【g 斧・鋸】



【h 投光器】



【 i 発電機】



入口・倉庫内ともに照明が設置されていた。しかしながら、入口に設置された照明については汚れのため照度が不足しており、夜間の緊急時の対応において支障をきたす恐れがある（参考写真 b）。照明の清掃・交換等の対応を取るべきである。

水防資器材を含む水防倉庫内の備蓄資材を網羅した水防倉庫資器材配置図が作成されていたが、とび口については、実際の配置場所が配置図と異なっていた。配置図通りの場所に収納するか、実際の配置場所に合わせて配置図を更新すべきである。

倉庫内の水防資器材は整然と保管されているが、倉庫内に資器材の一覧の備え付けがない。実際の災害発生時に迅速に対応するために、倉庫内に資器材の一覧表を設置すべきである。

棚に資器材名が記載されていたが、過去に記載されたものであり、現在配置されている資器材とは異なっていた。緊急時に迅速な対応を可能とするためにも現在の配置に記載を改めるべきである（参考写真 d、e）。

水防資器材の数量については、担当課より提供された「日野県土整備局水防倉庫の備蓄資材」に記載された数量と基本的には一致していたが、鎌については実際数量が帳簿の数量を超過していた。

劣化して使用できない土のう袋（「日野県土整備局水防倉庫の備蓄資材」に記載されていない）がそのまま水防倉庫内に置かれていた（参考写真 f）。水

防倉庫内のスペースは限られており不用品を置いておく余裕はない。また、緊急時に混乱する要因となる可能性は否定できない。不要となった備蓄品については定められた手続きに則って廃棄すべきである。

水防倉庫の現地確認に際して、水防資器材の更新計画の有無について担当課にヒアリングしたところ、水防資器材については使用したものを補充するのが基本であり、具体的な更新計画・補充計画はないとの回答であった。土のう袋のように使用しなくても経年劣化する水防資器材については目視及び触って状態を確認しているとのことであった。経年劣化する水防資器材については、使用可能期間を把握し、計画的に補充することが望ましい。

この他にも、実際の使用に際しては特に問題はないと思われるが、かすがい及び斧の全部、鉄線の一部が錆びていた。鋸については全体的に錆びており、更新するほうが望ましい（参考写真 g）。

また、ハロゲン投光器・発電機については例年出水期に点検がなされている。昨年度の点検において不良であったため修理対応したとのことである。本年度においては、昨年度修理したこともあり、点検は行っていないとのことであった。災害時に確実に使用出来るように定期的な点検は確実に行うべきである（参考写真 h、 i）。

水防資器材の貸し出しについては、平成 30 年に日南町に土のう袋を貸与した実績がある。基本的には貸し出しを想定していないことから、貸出簿については整備されていないとのことであった。また、水防資器材の受払についての帳簿は作成されていない。

なお、他の点検項目については特に問題はない。

(シ) 防災資器材倉庫（西部総合事務所）

【a 倉庫入口】



【b 倉庫内部】



【c 投光器】



【d ブルーシート】



倉庫内の備蓄資材については整然と保管されていた（参考写真b）。連携備蓄品の所在について確認したところ、連携備蓄品の配置されている棚とその他の備蓄資材が保管されている棚とは区別されていた。しかしながら、連携備蓄品の正確な所在については担当者が不在のため確認ができなかった。所管課等の明示もなされておらず、担当者以外には識別困難な状況であった。

その他の備蓄資材についても、棚ごとの物品一覧等が設置されておらず、何がどこにあるかすぐにはわからない状況にあった。棚ごとの物品一覧を作成し配置する、物品の配置場所に品名数量を明示するなどの改善が必要である。

投光器（ハロゲンライト）については、使用保証期限の把握がなされておらず、更新計画が立てられていない。また、定期的な点検についても、電源が200Vであることを理由に使用可能か否かのテストは行っていないとのことであった（参考写真c）。水防資器材については実際の災害時に確実に使用出来るよう管理しておかなければならず、テストも行わずただ置いてあるだけという現状は危機管理の観点から問題がある。最低でも年1回は稼働テスト等の点検を行うべきである。

ビニールシートについては水防資器材として配備されているものもあったが、他の事業・他の課で調達されたものと混在しており、水防資器材として配備されているものを特定できなかった（参考写真d）。

(ス) 米子県土整備局水防倉庫

【a 水防倉庫入口】



【b 備蓄資器材一覧】

品名	数量
たから又はビニルシート	
かまき又はビニルシート	
おしろ	
おわ又はロープ	
木 杭 (杭)	276本
鉄 線	
かがい	
間 矢	6丁
たすち	7丁
おち	2丁
おのまし	1
つるほし	10
のこ	
ワイロープ	
おぐわ	17
スコップ	
とび口	
一輪車	
携帯ラジオ	

【c ブルーシート】



【d 斧】



【e つるはし】



【f 掛矢】



【g たこづち (廃棄扱)】



【h たこづち (廃棄扱)】



【i 木箱】



【j 木箱】



水防倉庫の入り口及び内部に照明が設置されておらず、夜間の緊急時の対応に支障をきたす可能性がある（参考写真 a）。また、現地確認時は雨天であったこともあり、日中であっても倉庫内の場所によっては暗く、視認が難しい場所もあった。写真上はフラッシュがあるため明るく見えるが、実際には窓も少なく、場所によっては日中でも照明が必要な状態である。入口及び倉庫内部に照明を設置すべきである。

倉庫内の物品が記載された一覧表は設置されていたが、いつの時点のものかは不明である（参考写真 b）。また、その記載内容についても「R 3 水防倉庫資器材等保有状況（米子県土整備局管内）」の記載と一致していない。他の課・他の事業で調達された物品も保管されていたがそれらの一覧も作成されていなかった。現在の備蓄資材の一覧表を作成し、倉庫内に掲示すべきである。

保管されている物品についても、ラベル・シール・袋の劣化により、物品名・数量が確認できないものが散見された（参考写真 c）。水防資器材の配置場所に資器材名・数量を明示する、ラベル等を定期的に更新するなどの対策をとるべきである。

使用に支障はないと思われるが、つるはし・斧については全体的に錆が発生していた（参考写真 d、e）。また、掛矢のうち 1 本は柄の部分にひび割れが発生していた（参考写真 f）。

過去に廃棄として処理された水防資器材（破損したたこづち 2 丁）がそのまま保管されている（参考写真 g、h）。

この他にも、木箱が 2 個置かれていたため、担当課に用途を確認したところ、水防資器材を運ぶ際に使用すると回答であったが、取手もなく水防資器材の搬出に役立つとは思えない（参考写真 i）。また、木箱のうち 1 つは接合部分の釘が抜けかけており、使用に耐え得るとは思えない（参考写真 j）。

倉庫のスペースは有限であること、また、不用品が置かれている現状は有事の際の水防資器材の搬出に支障をきたす恐れがあることから不用品については処分し、倉庫内を整理整頓すべきである。

ビニールシートについては河川課以外の課で購入されたものと混在しており、水防資器材として調達されたものが特定できない状況にある。ブルーシートについては西部総合事務所倉庫と水防倉庫に分けて保管されているが、両倉庫に保管されているブルーシートの数量を合計すると明らかに「R 3 水防倉庫資器材等保有状況（米子県土整備局管内）」に記載された数量よりも多い。

この他にも、「R 3 水防倉庫資器材等保有状況（米子県土整備局管内）」に記載された数量よりも実際数量が多い資器材が散見された。不一致部分については廃棄扱いとされたものが残っているのか、他の事業・他の課で取得されたも

のなのかを特定することは不可能であった。各物品に所有者及び所管課を明示することが望ましい。

また、現地確認時に米子県土整備局より提供された「R 3 水防倉庫資器材等保有状況（米子県土整備局管内）」において、「かすがい 30 丁」が記載されていたが、「R 2 水防倉庫資器材等保有状況（米子県土整備局管内）」には「かすがい 30 丁」の記載はなく、また令和 2 年度において購入の実績はないため記載誤りとのことであった。実際に水防倉庫内ではその存在が確認できなかった。以上のことから、水防資器材等の在庫については理論上の在庫が記載されているだけであり、実在庫との突合が行われていないと考えられる。

この他にも、西部総合事務所管内においては 1 箇所の水防倉庫のみに水防資器材が保管されているのではなく別の場所の倉庫、西部総合事務所の倉庫に保管されているものがあるにも関わらず、保管場所別の台帳が作成されていない。

また、水防資器材の受払についての台帳等は整備されていない。

なお、他の点検項目については特に問題はない。

(七) 総括

ア 連携備蓄品に対する点検について【指摘事項】

連携備蓄品について在庫確認は行われているものの、発電機等の点検が行われていない。鳥取県地域防災計画では連携備蓄品について「定期的に点検を行い、良好な状態の保持に努める」と規定されている。また、県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領にも同様の規定が置かれている。

発電機等について稼働テスト等の点検が行われていない現状は、連携備蓄品に対して定期的に点検を行い良好な状態が保持されているとは言い難い。

発電機等については実際の災害発生時に確実に使用出来る状態で保管する必要があるため、連携備蓄品の定期点検、特に発電機等については稼働テスト等を含めた定期的な点検を実施されたい。

※鳥取県地域防災計画【災害予防編（共通）】第 8 部「食糧・物資調達供給計画」

第 1 章「物資の備蓄及び調達体制の整備」

第 3 節「県と市町村の連携備蓄」

5 「連携備蓄の状態保持」

※県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領

第 10 「連携備蓄の状態保持等」

イ 水防資器材の受払の管理について【指摘事項】

各水防倉庫においては水防資器材の受払に関する台帳等は整備されていなかった。鳥取県地域防災計画において「資材の受払については、帳簿を備え正確に記入しておかなければならない」と規定されている。

水防資器材の在庫数を管理するだけでなく、水防資器材の物品出納簿を作成し、使用・購入・廃棄等を記入し、水防資器材の適切な管理に努められたい。

※鳥取県地域防災計画【風水害対策編】第1部「災害予防計画」

第2章「水防計画（予防）」

第2節「予防措置」

2「水防用備蓄資材及び器材の補充並びに取扱要領」

(3)「水防資材取扱要領」

ウ 水防倉庫及び水防資器材の管理状況について【指摘事項】

各総合事務所管内の水防倉庫等の現地確認の結果、非常に高い危機管理意識のもとで水防資器材を管理している水防倉庫がある一方で、水防資器材が適切に管理されているとは言い難い水防倉庫があった。

鳥取県地域防災計画では「倉庫内の備蓄資材は厳密に調査し、緊急の際十分役立つよう整備しておくこと」とされている。水防資器材についてはただ配備しているだけでは意味がなく、実際の災害発生時に確実に使用できなければならない。災害発生時において水防資器材が使用できなければ県民の生命・財産に重大な被害を及ぼす可能性がある。

実際に水防倉庫及び水防資器材を使用する頻度は少ないが、高い危機管理意識のもと水防倉庫及び水防資器材の管理に努められたい。

※鳥取県地域防災計画【風水害対策編】第1部「災害予防計画」

第2章「水防計画（予防）」

2「水防用備蓄資材及び器材の補充並びに取扱要領」

(2)「器具資材の確保と補充」

エ 水防資器材の在庫数量確認について

水防倉庫内の資器材の数量把握について、鳥取・八頭・中部については水防資器材等の在庫照会時に実数量を確認し、本庁へ報告されているとのことであった。すべての総合事務所において同様の管理を行われたい。

また、実在庫数と合わせて受払の管理も重要である。水防資器材の購入

年度を正確に把握することにより、計画的な水防資器材の更新に資するものと考えられる。

12 水防対策費（水防功労者表彰）

（1） 事業の概要

水防功労者に対する表彰を行う。

（2） 当初予算及び決算額

当初予算額：30 千円 決算額：0 千円

（3） 監査結果

ア 水防功労者表彰

実績なし。

13 水防対策費（排水ポンプ車等管理運営費）

（1） 事業の概要

洪水時の浸水被害を軽減させるための排水ポンプ車の点検・修繕を実施する。

（2） 当初予算及び決算額

当初予算額：2,330 千円 決算額：677 千円

（3） 監査結果

ア 排水ポンプ車等管理運営費

予算については過去実績等から一括査定された金額であり、内訳は排水ポンプ車操作点検委託（塩見川）675 千円、ポンプ車操作点検委託（清水川）755 千円、ポンプ車整備費用（3 台）900 千円である。執行率が低い点について担当課へヒアリングを行ったところ、異常気象時において、排水ポンプ車委託出動回数が少なかったこと、点検整備費が少なく済んだことが理由とのことであり問題はない。

14 水防対策費（排水ポンプ車更新費）

（1） 事業の概要

排水ポンプ車（西部：H19 配備）を更新する。

（2） 予算及び決算額

予算額：64,000 千円 決算額：0 千円 繰越額：64,000 千円

(3) 監査結果

ア 排水ポンプ車更新【意見】

排水ポンプ車の更新については、入札不調により繰越となっている。

初回入札は令和2年6月に入札公告がされ、納入期限は令和3年3月26日とされている。令和2年7月17日にE社、令和2年7月21日にS社から入札参加資格確認申請書が提出されている。これに対して、E社及びS社の制作仕様が県の定める仕様書に合致しないことを理由に、入札資格がない旨の審査結果を令和2年7月29日にE社及びS社に通知している。E社及びS社以外に入札資格確認申請書を提出した事業者がいなかったため、初回入札は不調となった。

その後、仕様および納期を改めて令和2年11月6日に調達広告がなされており、納期については令和3年10月29日とされている。仕様書の見直しによりE社及びS社について入札資格有りの審査結果となり、入札を行った結果、S社が落札した。

排水ポンプ車については特殊車両であり、受注生産となること、国内で生産を行っているのは2社のみであることから納期が長期化している。当初の日程案においても、開札日が8月6日であり、納期は令和3年3月26日と納入までに長期間を要することが想定されている。そのため、計画的に事業を実施することが重要となる。

今回入札不調となった理由である事業者の制作仕様が県の定める仕様書に合致しなかった部分は次のとおりである。

事業者	県仕様	申請者仕様
E社	ケーシングライナ (材質 ステンレス鋳鋼)	ケーシングライナ (材質 ステンレス鋼)
S社	排水ポンプ質量 30kg/台以下	排水ポンプ質量 30kg/台以下 (ケーシングライナを除く)

これらの仕様の相違については、排水ポンプ車の機能の根幹をなすものではなく、排水ポンプ車の機能に影響を与えるとは考えにくい。

実際に、2回目の入札に係る仕様書については上記について事業者の制作仕様に合わせて県の仕様書が改められている。

このような軽微な仕様の相違により入札不調となることは計画的な事業執行に支障をきたすことになり問題である。

仕様書の作成について担当課にヒアリングしたところ、国内で排水ポンプ車を製造しているのは2社のみであることから、県が発注仕様を作成する際は、当該2社と

調整し、2社ともに対応出来る仕様としているとの回答であった。

これにも関わらず、仕様書が合致しなかった理由については、当該2社との調整が十分に出来ず、部材の仕様が対応困難な仕様となってしまったとのことである。

排水ポンプ車の更新については、初回入札が不調となったことにより、結果として事業執行が半年以上遅れている。その理由も製造業者との調整不足による仕様書の不備である。

鳥取県地域防災計画では「県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ防災資機材等の整備に努め、地域別・種類別に所有者、数量、能力等を把握しておき、災害時にいつでも有効に活用出来るよう準備しておくものとする」とされており、「県は、災害対策に必要なヘリコプター、特殊車両等の整備充実を図る」と規定されている。この規定の趣旨を損なうことがないように、慎重な事業執行をお願いしたい。

※鳥取県地域防災計画【災害予防編（共通）】第4部「防災関係機関の連携推進計画」

第2章「資機材等の整備」

第3節「防災資機材等の整備」

1「防災資機材等の整備」